

第4章 次世代育成支援対策の着実な前進に向けて

次世代育成支援対策を実効あるものとしていくためには、東京都、国、区市町村をはじめ、事業主や地域社会等がそれぞれの役割を果たしていくことが重要です。

1 東京都の役割

(行動計画の着実な推進)

計画が目指す理念を実現するため、全庁を挙げて次世代育成支援計画を着実に推進します。

(区市町村への支援)

区市町村が、それぞれ策定した次世代育成支援計画に基づき、地域の実情に応じた取組を着実に実施していくよう、区市町村に対し必要な支援を行います。

(企業の取組を促進)

雇用環境の整備に向けた企業の主体的な取組を支援するとともに、企業と連携して働き方の見直しなどを促進します。

(地域の活動を支援)

子育て家庭が抱える様々な問題に適切に対応していくには、地域の協力が不可欠です。区市町村と連携して、民生・児童委員、主任児童委員をはじめ、子育てグループ、ボランティア組織など、地域で多様な活動を展開している主体を支援します。

2 区市町村、事業主等の役割

区市町村の役割

(第一義的な相談窓口)

児童福祉法の改正により、子どもに関する第一義的な相談は区市町村が対応することとなりました。これを踏まえ、子どもの相談の中核となる子ども家庭支援センターを先駆型センターへと機能強化し、保健センター等関係機関と連携して、ネットワークを構築することが重要な課題です。

(保育所待機児童の解消)

都内の保育所待機児童数は、平成16年4月現在5,223人です。地域の保育ニーズを的確に把握・分析し、認可保育所をはじめ認証保育所や家庭福祉員などのサービスを組み合わせ、住民が求める保育サービスを拡充することが重要です。とりわけ、待機児童数が50人以上の区市町村については、保育計画を策定し、着実に待機児童を解消する必要があります。

(在宅サービスの拡充)

一時保育などの各種在宅サービスの充実や気軽に集うことができる子育てひろばの整備は、子どもを育てているすべての家庭が望んでいるものです。地域のニーズを的確に把握した上で、子育て支援施策を積極的に展開することが必要です。

(子どもや母親の健康の確保)

親の育児不安の軽減や児童虐待の早期発見のため、乳幼児健診の場を活用して相談指導を実施するなど、妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期を通じて母子の健康を確保する支援体制の整備が重要です。

また、子どもを健やかに育てることができる環境の基盤となる地域の小児医療体制について、その充実・確保に積極的に取り組むことが必要です。

(新たな支援のしくみづくり)

子育て支援施策を進めるに当たり、子育て経験者をはじめ NPO や自主活動グループなどの参加を促進することが、新たな地域支援のしくみづくりには不可欠です。

事業主の役割

(企業の社会的責任)

企業には、環境保全、消費者保護、人材育成、社会貢献など、地域社会における一市民として、多くの社会的責任を果たしていくことが求められています。次世代育成支援に当たっても、体験の場の提供、NPO や地域住民等への支援や連携など、将来の人材を育てていく環境を整えていくことは、企業の重要な役割です。

(行動計画の策定)

次世代育成支援対策推進法では、事業主の社会的責任の一環として、一般事業主行動計画を策定し、その実施に取り組むことが定められています。

(雇用環境の整備)

育児休業や子どもの看護休暇の取得促進、勤務時間の短縮措置の導入など、仕事と子育てを両立しやすい雇用環境の整備を進める必要があります。また、育児休業後の円滑な職場復帰に向けた取組も求められています。

(働き方の見直し)

男女にかかわらず、すべての人が、職業生活と家庭生活とのバランスがとれたライフスタイルを選択できるよう、長時間労働の削減など、働き方の見直しを進める必要があります。

(人材育成)

若年者の職業観の醸成や、職業的自立を促進するため、企業においても、職場体験の受け入れなどに積極的に取り組むことが求められています。

地域社会の役割

(地域ぐるみの取組)

子育ての第一義的な責任は、親や保護者にあることは当然です。一方、子育て家庭の約9割が核家族という現状では、親や保護者だけで子育てを行うことはますます難しくなっています。このため、子育てを支援していく地域ぐるみの取組が必要です。

(子育て経験者による支援)

子育て経験者からのアドバイスや様々な援助は、子育て家庭にとって、必要な知識を身につけ、子育てに自信を持つために、貴重なものです。都が支援する「子育てひろば」など、乳幼児とその親が集う場に、子育て経験者が積極的に参加し、子育て家庭を支えることが求められています。

(虐待を防止するために)

児童相談所に寄せられる児童虐待件数は増加傾向にあります。虐待の兆候を発見し、早期に対応して虐待を未然に防止するためには、地域からの通報が重要です。児童虐待の防止等に関する法律には、国民の通告が義務付けられており、昨年の法改正により、その対象も「虐待を受けた児童」から「虐待を受けたと思われる児童」まで拡大されています。子どもの泣き声が絶えない、子どもが家に帰りたがらないなど、様子がおかしいと感じたら、児童相談所や子ども家庭支援センターなどに通報することが重要です。

(大人自らが手本)

子どもの規範意識や公共心の低下が指摘されていますが、それは大人社会の一面を反映しているともいえます。日ごろから自らの行動を自覚、点検し、子どもの模範となることも、子どもの育ちを支える大切な要素です。

3 国への提言

我が国は、平成18年にピークを迎えた後、人口が増加する社会から人口減少社会に転換すると予測されています。この間、いわゆる団塊の世代が定年を迎えるとともに、団塊ジュニア世代は出産適齢期に留まっているなど、人口動態や社会経済活動の

面で大きな転換期を迎えます。

こうした中で、次世代育成支援に係る施策を実効性のあるものとするためには、都、区市町村そして事業者が、それぞれの行動計画を着実に推進していくことに加え、社会全体のシステムを、時代状況に合ったものへと改革することが不可欠です。

こうしたことを踏まえ、国においては、次に掲げる事項を迅速かつ着実に実施するよう提案します。

(1) 「子ども・子育て応援プラン」が真に実効性のあるものとなるよう取り組むこと

職場優先の風土を変え、働き方の見直しを図るため、国は、「子ども・子育て応援プラン」において、「一般事業主行動計画の策定・実施」「育児休業制度の定着」「男性の子育て参加の促進」などを具体的施策として示しています。

「育児休業制度の定着」では、「育児・介護休業法について、制度の周知等を図るとともに、企業の制度として定着するよう、育児休業制度が就業規則に未整備の事業所への指導を徹底する。」として、今後5年間で育児休業制度を就業規則に規定している企業の割合を100%にすることを目標として掲げています。

しかし、現実には、育児休業制度の規定がある企業においても、女性の育児休業取得率は、全国的には7割にすぎません。

国は、「子ども・子育て応援プラン」に掲げた育児休業取得の促進や、働き方の見直しなどが、真に実効性があがるものとするよう取り組んでいくことが必要です。

(2) 利用者本位の制度となるよう保育制度改革を進めること

現行では、児童福祉法に定める「保育に欠ける」という入所要件を満たさなければ、認可保育所に子どもを入所させることはできません。

「保育に欠ける」要件として、保護者が昼間労働することを常態としていること等が列挙されているため、認可保育所の開所時間は、「昼間労働」を前提として設定され、不規則勤務や夜間勤務の人などは、認可保育所を利用することが難しくなっています。また、在宅で子育て中の家庭が、就職活動や資格取得、育児疲れなどを理由に利用できる制度となっていない。

開所時間の延長、零歳児保育など都民の切実な保育ニーズに的確に応えることができるよう、国は、東京都が創設した認証保育所を制度的に認めるとともに、「保育に欠ける」要件を利用者の実態に即して見直すなど、利用者本位の制度になるよう保育制度改革を進めることが必要です。

(3) 小児医療の基盤整備を進めること

核家族化や共働き家庭の増加等により、若い子育て世代の育児不安が増大しており、夜間の受診者が増加するなど、小児の救急医療需要が高まっています。

一方、小児科医師や小児科を標ぼうする医療機関が減少しており、その要因には、小児医療の不採算性や医師の過重労働等の構造的な問題があると言われています。

地域において、子どもが、いつでも安心して医療サービスを受けられるよう、小児科医師の確保・育成を図り、救急医療体制を含め、小児医療基盤を整備することが重要であり、そのためには、診療報酬制度の抜本的改善や臨床研修の充実などを図る必要があります。

(4) 社会保障制度の在り方について国全体で議論すること

家族政策に関するコスト（税控除、児童手当、家族サービスも含む）の対 GDP 比を比較してみると、日本が 0.16% であるのに対して、スウェーデン 2.9%、フランス 2.9%、イギリス 2.2%、ドイツ 2.0% となっており、我が国の子育て世帯に対する支援が、他国と比較して極端に少ないことが分かります（2001 年・OECD）。

一方、「社会保障負担の将来推計」では、平成 16 年度の 78 兆円が、平成 37 年度には 155 兆円になると推計されています。

政府債務残高が約 730 兆円と、GDP の約 1.4 倍にも相当している中で、社会保障制度を含め、これまでの社会経済システムを維持することは困難といわざるを得ません。

社会保障制度を将来にわたって安定的に維持し、国民全体の信頼を得ていくためには、給付と負担の在り方を含め、国全体で社会保障制度の在り方を議論していくことが必要です。その中で、家族政策についても、幅広く検討することが必要です。

(5) 地域行動計画の着実な推進のため必要な財源を措置すること

今後 10 年間にわたる次世代育成支援対策を実効あるものとしていくためには、都や区市町村が策定する、地域行動計画に基づく施策を着実に実施できるよう、必要な財源措置を講じることが不可欠です。

4 行動計画の進ちょく状況の公表

東京都が取り組む次世代育成支援対策を実効あるものとするため、主要施策については毎年その進ちょく状況を点検し、ホームページ等で公表します。

目標を掲げている事業 一覧表

項 目	16年度実施予定	21年度目標	担当局
子ども家庭支援センター事業	44区市町村(51か所)	62区市町村 18年度までに全区市町村に設置	福祉保健局
先駆型子ども家庭支援センター事業	8区市 (子ども家庭支援センターの内数)	49区市 19年度までに全区市を先駆型とする	福祉保健局
子ども家庭総合センター(仮称)の整備	-	21年度開設	福祉保健局
子育てひろば事業	373か所	631か所	福祉保健局
要支援家庭の早期発見・予防事業	-	全区市町村において子育て支援のネットワークにつなげる体制の整備	福祉保健局
ショートステイ	27区市	62区市町村	福祉保健局
一時保育・特定保育	41区市町	62区市町村	福祉保健局
トワイライトステイ等	12区市	49区市	福祉保健局
訪問型一時保育	3区	49区市	福祉保健局
育児支援ヘルパー事業	-	49区市	福祉保健局
ファミリー・サポートセンター事業	40か所	50か所 (設立区市町村数)	産業労働局
小児救急医療体制の充実 (初期救急)	8区3市	<18年度> 都内全域で実施	福祉保健局
(二次救急)	49施設75床	60施設70床程度	
周産期医療対策事業	NICU 186床	<18年度>NICU 200床	福祉保健局
小児総合医療センター(仮称)の整備	-	21年度開設 入院 600床 外来 1日750人程度	病院経営本部
通常保育事業	保育サービスの利用児童数 164,940人	保育サービスの利用児童数 184,700人	福祉保健局
夜間保育事業	2か所	4か所	福祉保健局
延長保育事業	都内全認可保育所実施率 7割弱 (内2時間以上延長は 0.7割)	都内全認可保育所実施率 10割 (内2時間以上延長2割) *島しょ部を除く	福祉保健局

項 目	16年度実施予定	21年度目標	担当局
休日保育事業	14区市	49区市	福祉保健局
病後児保育事業	32区市	49区市	福祉保健局
学童クラブ運営費補助事業	1,311か所	1,417か所	福祉保健局
広域スポーツクラブの育成・支援事業・体育振興事業	29クラブ	90クラブ	教育庁
養育家庭の拡充	委託児童数 318人（17年2月現在）	19年度までに家庭的養護（養育家庭及びグループホーム）を社会的養護の3割（養育家庭委託児童数 420人）	福祉保健局
養護児童グループホームの設置推進	41ホーム 243人 （17年2月現在）	19年度までに家庭的養護（養育家庭及びグループホーム）を社会的養護の3割（100ホーム 600人）	福祉保健局
母子家庭自立支援教育訓練給付金事業	8区市・13町村	都内全域での実施	福祉保健局
母子家庭高等技能訓練促進費事業	6区市・13町村	都内全域での実施	福祉保健局
母子家庭常用雇用転換奨励金事業	2区市・13町村	都内全域での実施	福祉保健局
知的障害の軽い生徒を対象とした養護学校高等部の設置		<22年度> 3校	教育庁
病弱養護学校高等部の設置		高等部 1校	教育庁
中高一貫型ろう学校の設置		1校	教育庁
東部療育センターの整備		<17年度一次開設> 入所・入院 60床 外来診療 1日当たり 90人 <18年度全面開設> 入所・入院 120床 外来診療 1日当たり100人 通所事業 1日当たり 30人	福祉保健局
歩車分離式信号機の導入	42か所	平成17年度は既存の整備計画の枠内で実施、平成18年度以降は平成17年度の実施結果及び実態調査結果を踏まえて策定	警視庁

項 目	16年度実施予定	21年度目標	担当局
歩行者感应式信号機等の整備	42か所	平成17年度は既存の整備計画の枠内で実施、平成18年度以降は平成17年度の実施結果及び実態調査結果を踏まえて策定	警視庁
鉄道駅エレベーター等整備事業	126駅 (各年度における補助対象駅の合計)	<22年度> エレベーター等が必要な都内全駅に整備	福祉保健局
駅施設のバリアフリー化 (エレベーターの設置)	エレベーターによる1ルートの確保 64駅/106駅	<18年度> 77駅/106駅 *22年度までに原則としてエレベーターにより1ルートを確認	交通局
(エスカレーターの設置)	103駅 747基	<18年度> 103駅 765基	
駅施設のバリアフリー化 (だれでもトイレの設置)	100駅/106駅	<18年度> 全駅に整備	交通局